

桶川市建設工事等最低制限価格制度取扱要綱

(平成23年6月10日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が入札により契約を締結する場合において、極端な低価格の入札による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を算定する対象は、競争入札により次に掲げる請負契約を締結しようとする場合について適用する。

- (1) 設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が500万円を超える建設工事に係る設計、調査及び測量の業務

(建設工事における算定方法等)

第3条 建設工事における最低制限価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額から1,000円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格と

する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、対象工事の予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの割合を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。
- 4 前3項の規定により最低制限価格を算定した場合は、桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱（平成15年9月17日市長決裁）に規定する低入札価格調査の対象としない。

（建設工事に係る設計、調査及び測量の業務における算定方法等）

第4条 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務における最低制限価格は、別表に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げるアからエまでの合計額から1,000円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した最低制限価格が、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

- (1) 測量業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- (3) 地質調査業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合においては、

予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、測量業務においては、予定価格に10分の6から10分の8.2までの割合を乗じて得た額の範囲内で、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、予定価格に10分の6から10分の8までの割合を乗じて得た額の範囲内で、地質調査業務においては、予定価格に3分の2から10分の8.5までの割合を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。

(落札予定者)

第5条 最低制限価格を算定した入札の落札予定者は、当該最低制限価格以上の最低価格入札者とする。

(公表)

第6条 最低制限価格を算定する場合は、当該入札の公告及び通知においてその旨を公表しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日市長決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月19日市長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月25日市長決裁)

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日市長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２０日市長決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年６月２６日市長決裁）

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附 則（令和７年１月１６日市長決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、改正後の第３条の規定は、同日以降に実施する競争入札について適用する。

別表（第4条関係）

業務区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」については、使用する積算基準書等の体系により上段・下段を使い分ける。